○中部地方整備局告示第百十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年八月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月十八日

中部地方整備局長　足立　敏之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十二号

(三) 道路の区域

区間　清須市西枇杷島町小田井一丁目一番一〇から同市西枇杷島町一丁目城並一番三まで

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年八月十八日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号

近畿地方整備局長　7

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人なら建築住宅センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	西川　勉
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十三年七月一日

○近畿地方整備局告示第二百十八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年八月十八日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号

近畿地方整備局長　24

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社総合確認検査機構

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	山本　拓史
変更後	橋本　信男、福田　桂子

(2)　変更年月日

平成二十三年八月三日

国会事項

衆議院

質問書提出

八月十六日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

緊急時避難準備区域の一斉解除に関する質問主意書（木村太郎提出）

竹島への韓国軍駐留計画に対する政府の見解に関する質問主意書（浅野貴博提出）

参議院

質問主意書提出

八月十六日議員から次の質問主意書が提出された。

枯れ葉剤に関する質問主意書（糸数慶子提出）（第二六〇号）

人事異動

内閣法制局

（警察庁長官官房付）警視正　太刀川浩一

内閣法制局参事官（第二部）に昇任させる

内閣法制局参事官（第二部）　露木　康浩

警察庁に出向させる（以上八月十七日）

国家公安委員会

（警察庁長官官房審議官（警備局担当））警視監　鎌田　聡

千葉県警察本部長を命ずる（八月十一日）

（警察庁刑事局捜査第二課長）警視長　太田　誠

警視監に任命する

岐阜県警察本部長を命ずる（八月十七日）

警察庁

（皇宮警察本部長）皇宮警視監　近藤　善弘

辞職を承認する

（千葉県警察本部長）警視監　五十嵐邦雄

皇宮警視監に任命する

皇宮警察本部長を命ずる

侍従　沖田　芳樹

警視監に任命する

警察庁長官官房審議官（警備局担当）を命ずる（岡山県警察本部警務部長）警視長　渡邉　浩

東北管区警察学校長を命ずる（以上八月十一日）

（警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長）警視長　貴志　浩平

警察庁刑事局捜査第二課長を命ずる

内閣法制局参事官　露木　康浩

警視長に任命する

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長を命ずる（以上八月十七日）

公害等調整委員会

（公害等調整委員会事務局長）

総務事務官　香川　弘明

辞職を承認する

（内閣府官民人材交流センター審議官）内閣府事務官　田口　和也

総務事務官（公害等調整委員会事務局長）に昇任させる（以上八月十五日）

法務省

（在英国日本国大使館一等書記官）外務事務官　川淵　武彦

検事二級（東京地方検察庁検事）に転任させる（八月十五日）

○定年退官

熊本区検察庁副検事山本昇一は、検察庁法第二十二条の規定により八月十三日限り定年退官

埼玉県

○公安委員会委員任命

髙梨邦彦委員は、八月七日任期満了し、同月八日次の者が任命された。

公安委員会委員　阿部理一郎

福岡県

○収用委員会委員任命

堤克彦委員、原田則子委員及び新関輝夫委員は、七月三十一日任期満了し、八月一日次の者が任命された。

収用委員会委員　大貝　知子

同　五十川直行

同　安部　尚志

○収用委員会委員再任

吉水宏委員は、八月一日再任された。